第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
平戸市 CO_2 排出ゼロ都市実行計画（後期）
【概要版】

令 和 ３ 年 ３ 月

平　戸　市

計画の基本的事項

１．ゼロカーボンシティひらどの実現

本計画は、**「ゼロカーボンシティひらど」**実現のために温室効果ガス削減を進め、地域活性化、産業振興、生物多様性の保全、健康等の観点も含め、「第２次平戸市総合計画」の将来像『夢あふれる未来のまち　平戸』に向けて「平戸市CO_2排出ゼロ都市実行計画」の後期計画を兼ねた**「第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）/平戸市CO_2排出ゼロ都市実行計画（後期）」**です。

２．計画の位置づけ

本計画「第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（**区域施策編**）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の３及び気候変動適応法第 12 条に基づく法定計画であり、第２次平戸市総合計画などの関連計画と連携を図りつつ、**平戸市域の特性に応じて市民、事業者、団体等と協力して地球温暖化対策に取り組むための計画**です。

第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（**事務事業編**）は、**地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画**です。

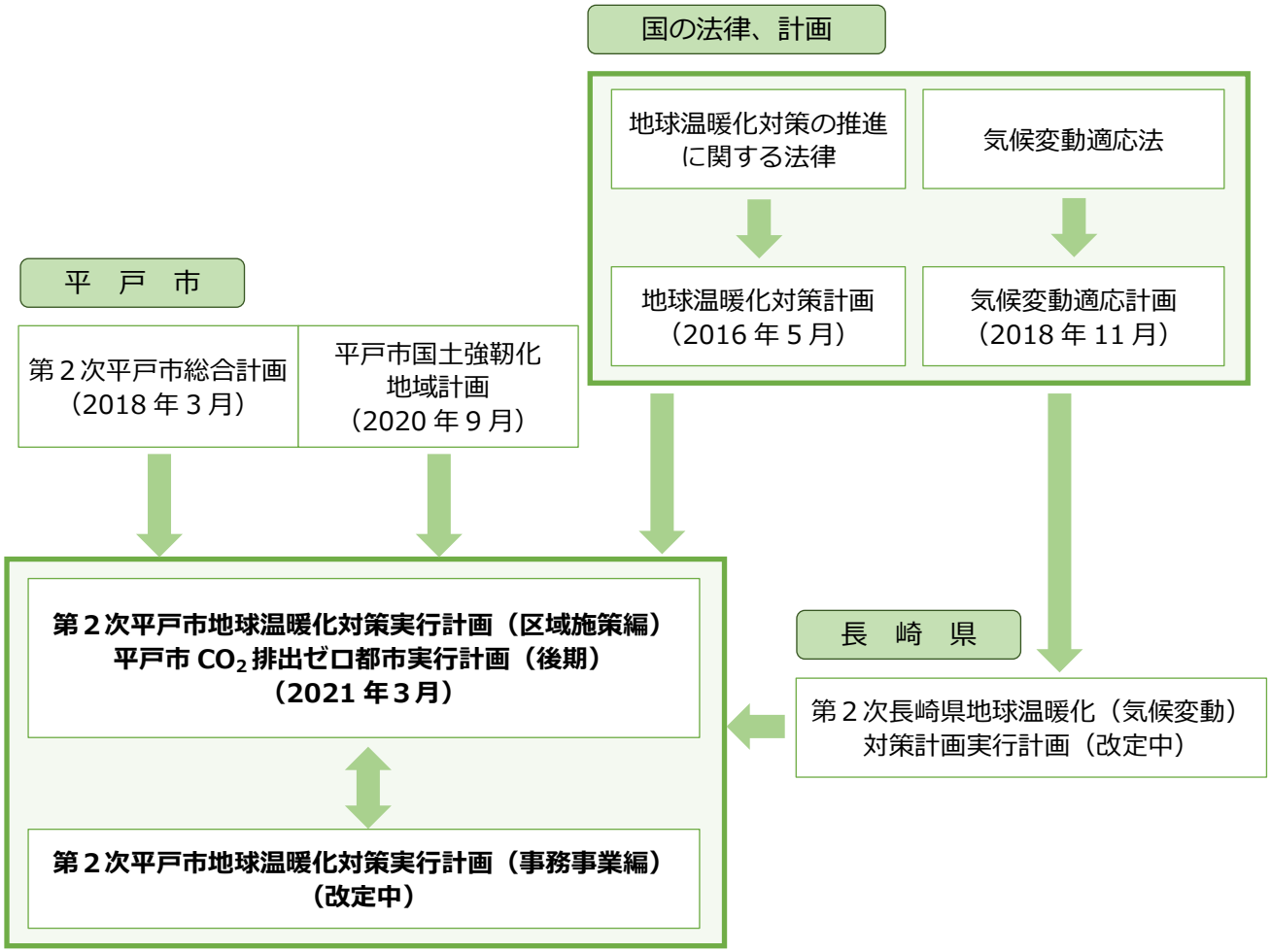

■計画の位置づけ

３．期間

計画の期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、基準年度は 2013 年度とし、目標年度を 2030 年度とします。なお、平戸市 CO_2 排出ゼロ都市実行計画の後期目標は 2023 年度とします。

■各計画の計画期間

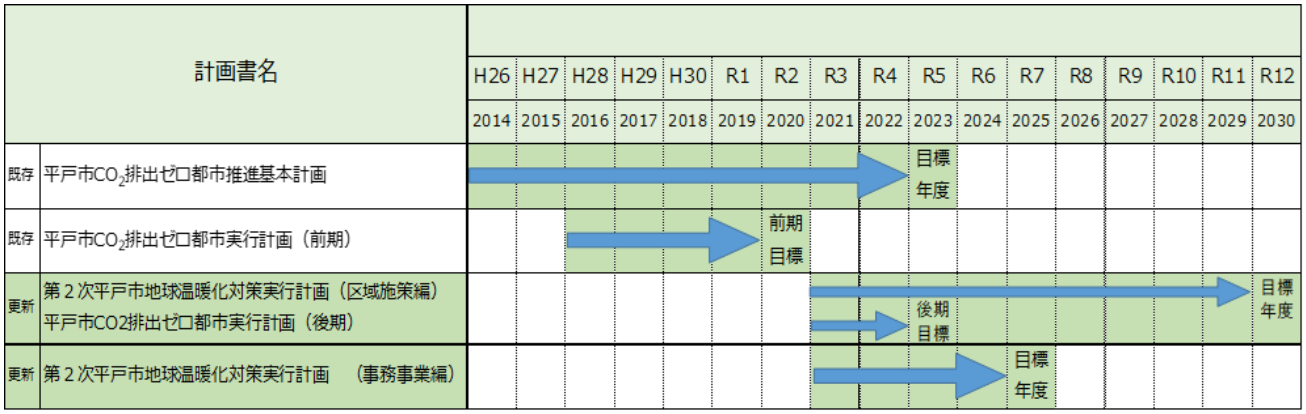

４．対象区域

計画の対象区域は、平戸市全域とします。

５．対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）の３種類とします。

６．削減目標

目標年度の温室効果ガス削減の目標は、基準年比 60%削減（87 千 t-CO_2）とします。

■温室効果ガス削減の目標

	2013 年度（基準年度）	2017 年度（現況年度）	2023 年度	2025 年度	**2030 年度（目標年度）**
人口	34,478 人	32,116 人	28,360 人	27,476 人	25,524 人
排出量	**220 千 t-CO_2**	183 千 t-CO_2	178 千 t-CO_2	177 千 t-CO_2	174 千 t-CO_2
削減量	－	47 千 t-CO_2	76 千 t-CO_2	79 千 t-CO_2	86 千 t-CO_2
実質排出量	－	136 千 t-CO_2	103 千 t-CO_2	98 千 t-CO_2	**87 千 t-CO_2**
削減率（基準年比）	－	38%	53%	55%	**60%**

※森林吸収量を除く。

温室効果ガス排出量、吸収量の現況推計

2013 年度（基準年度）における平戸市全域の種類別の温室効果ガス排出量は、220.1 千 t-CO_2 です。最新の現況年度である 2017 年度の温室効果ガス排出量は 182.5 千 t-CO_2 で、2013 年度に比べて 17%減少しています。一方、2017 年度における平戸市全域の森林による二酸化炭素吸収量は、21.4 千 t-CO_2 と推計しています。これにより、2017 年度に平戸市域で実質的に排出された温室効果ガスの排出量は、温室効果ガス排出量（182.5 千 t-CO_2）から吸収量（21.4 千 t-CO_2）を差し引いた 161 千 t-CO_2 となります。

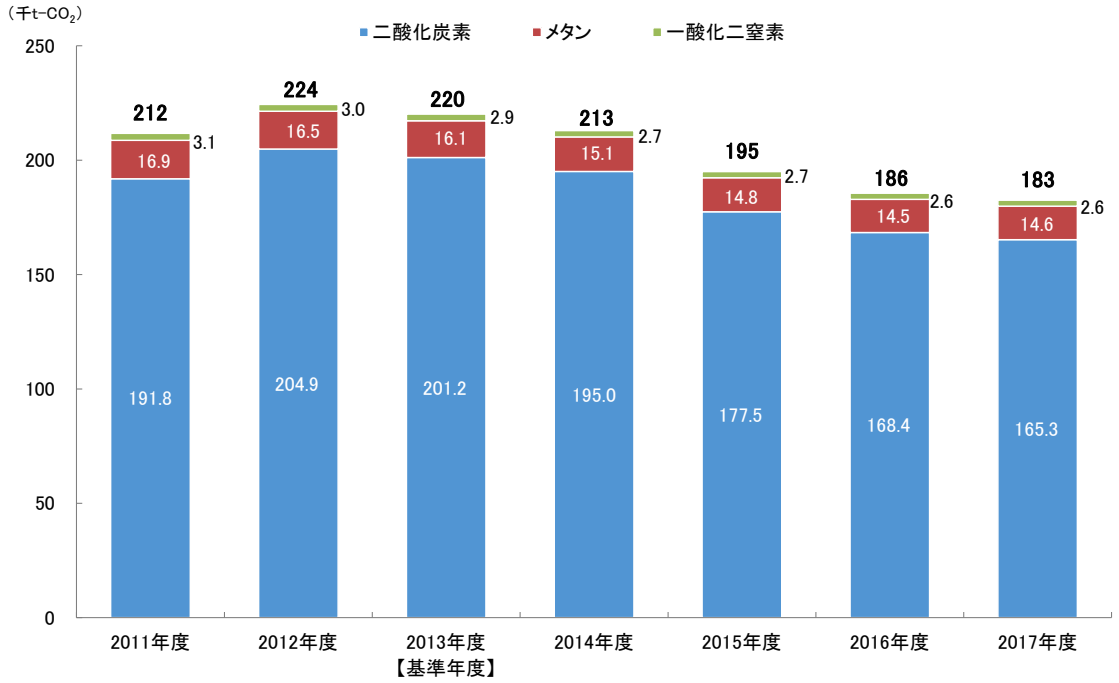

■種類別温室効果ガス排出量の推移

項目	排出部門	定義
二酸化炭素（CO_2）	産業部門	第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（鉱業、建設業、製造業）の産業活動によるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。
	業務その他部門	商業、サービス業、公務などの第三次産業におけるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。
	運輸部門	人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする部門です。自動車、鉄道、船舶、航空がありますが、この計画では自動車及び鉄道を対象とします。
	廃棄物部門	廃棄物の焼却に伴い排出される二酸化炭素を対象とする部門です。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物がありますが、この計画では一般廃棄物の焼却を対象とします。
メタン（CH_4）	農業	水田の耕作、農業廃棄物の焼却、家畜の飼養、家畜の排せつ物管理に伴うメタンの排出を対象とする部門です。
	運輸	自動車の走行に伴うメタンの排出を対象とする部門です。
	廃棄物	一般廃棄物の焼却、生活・商業排水の処理に伴うメタンの排出を対象とする部門です。
一酸化二窒素（N_2O）	農業	耕地における肥料の使用、農作物残さのすき込み、農業廃棄物の焼却、家畜の飼養、家畜の排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を対象とする部門です。
	運輸	自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出を対象とする部門です。
	廃棄物	一般廃棄物の焼却、生活・商業排水の処理に伴う一酸化二窒素の排出を対象とする部門です。

温室効果ガス排出量の削減目標

国は、温室効果ガスを実質排出ゼロとする、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指しています。これは、温室効果ガス排出量を森林などの二酸化炭素吸収量と均衡させるという考え方です。この方針に基づき、2030 年度時点での平戸市域の温室効果ガス排出量の目標を設定しました。

2050 年度の温室効果ガスの目標排出量（実質ゼロ）から遡った場合の 2030 年度の排出量（バックキャスト）は、129 千 t-CO_2 となります。また、2050 年度という将来に向けて本計画で示している対策を実施していき、削減目標としている 2030 年度の排出量（フォアキャスト）を 87 千 t-CO_2 とすることを目指します。

削減目標

2030 年度における特段の対策を講じない場合の温室効果ガス排出量（174 千 t-CO_2）を、2013 年度比で 60%（86 千 t-CO_2）削減し、実質排出量を 87 千 t-CO_2 とすることを目指します。

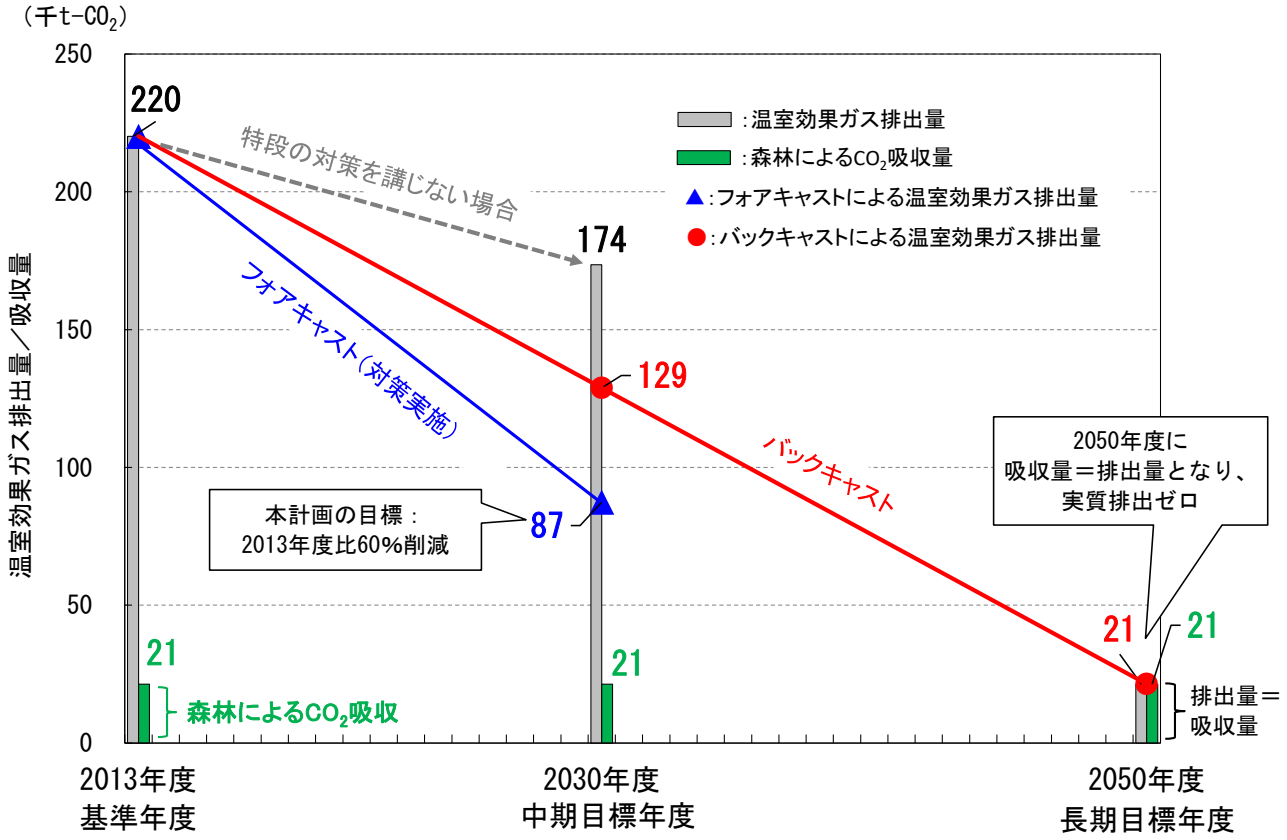

フォアキャスト：2050 年度という将来に向けて追加対策を実施した場合の 2030 年度の排出量
バックキャスト：2050 年度の目標排出量から遡った場合の 2030 年度の排出量

■削減目標のイメージ図

目標達成に向けたロードマップ

1．目標達成に向けたロードマップ

単位（t-CO_2/年）					基準年度 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）排出量					220,144	212,895	195,009	185,527	182,511	181,820
取組	市民及び事業者	再生可能エネルギーの導入	風力発電	既存風力発電の運転・維持管理						
				CO_2削減効果	44,453	42,350	36,911	33,536	31,841	21,145
				新規風力発電の開設（平戸南風力発電の開設、その他の風力発電）						
				CO_2削減効果						
			太陽光発電	民間施設、一般家庭への太陽光発電の導入						
				CO_2削減効果	7,205	9,845	10,871	10,969	11,128	8,762
		省エネルギー対策の実施	産業部門 業務その他部門 家庭部門	省エネルギー対策の実施、高効率家電への買い替え等						
				CO_2削減効果	284	281	255	245	248	255
			家庭部門	住宅の省エネルギー化						
				CO_2削減効果	840	874	895	917	952	972
			産業部門 業務その他部門	グリーンカーテン等の緑化の推進						
				CO_2削減効果			7	6	6	4
			運輸部門	エコドライブの実施						
				CO_2削減効果					62	124
				エコカー等への買い替え						
				CO_2削減効果		200	397	595	805	1,004
	行政の取組	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電	公共施設等への太陽光発電の導入						
				CO_2削減効果	48	55	48	48	57	42
			廃棄物	北松北部クリーンセンターの余熱発電の継続的な運転						
				CO_2削減効果	2,189	2,251	1,868	1,650	1,610	1,197
		省エネルギー対策の実施	業務その他部門	公共施設等の照明の LED 化						
				CO_2削減効果					1	3
			運輸部門	エコドライブの実施						
				CO_2削減効果						14
				エコカー等への買い替え						
				CO_2削減効果						
取組による CO_2 削減量					55,017	55,855	51,251	47,966	46,709	33,521
森林吸収				森林の適正管理による CO_2 吸収						
				CO_2 削減効果	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376
取組による CO_2 削減量と森林吸収量の合計					76,393	77,231	72,627	69,342	68,085	54,896
CO_2 収支（排出量－削減量－森林吸収量）					143,751	135,664	122,383	116,185	114,426	126,924
削減率（2013 年度比）					－	29%	35%	38%	38%	33%

				基本計画目標年度							実行計画目標年度
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
181,130	180,440	179,750	179,059	178,369	177,679	176,988	176,298	175,608	174,917	174,227	173,537
25,723	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668
			26,718	26,718	26,718	26,718	26,718	26,718	26,718	26,718	26,718
10,632	12,756	13,900	15,043	16,187	17,331	18,475	19,618	20,762	21,906	23,050	24,193
260	268	275	280	288	294	299	307	312	320	326	332
996	1,024	1,113	1,202	1,291	1,380	1,470	1,559	1,648	1,737	1,826	1,915
4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
186	249	312	376	440	505	570	636	702	769	836	903
1,201	1,366	1,531	1,696	1,861	2,026	2,191	2,356	2,521	2,686	2,851	3,016
45	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
1,319	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
4	6	8	10	12	12	12	12	12	12	12	12
15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		8	17	25	34	42	51	59	68	76	85
40,387	44,626	46,104	74,300	75,780	77,257	78,734	80,215	81,692	83,173	84,652	86,132
21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376	21,376
61,762	66,002	67,480	95,676	97,156	98,633	100,110	101,590	103,068	104,549	106,028	107,508
119,368	114,438	112,269	83,384	81,213	79,045	76,878	74,708	72,540	70,368	68,199	66,029
36%	38%	39%	52%	53%	54%	55%	56%	57%	58%	59%	60%

２．施策の体系

本市では、地球温暖化に対する取組として、大きく「緩和」、「適応」の２つの方向性より進めていきます。

■緩和と適応

「緩和」では、“再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用”、“省エネルギー・省資源に向けた取組”、“温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組”の３つの柱により、温室効果ガス排出量の削減、温室効果ガスの吸収源対策を進めていきます。

「適応」では、気温上昇など既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、市民の安全、健康な暮らし、安定的な事業活動環境などを確保することを目的に取組を実施します。影響が懸念される“農林水産業”、“水環境・水資源”、“自然生態系”、“自然災害”、“健康”、“産業・経済活動”、“市民生活”の７分野を軸とした取組を進めていきます。

計画の推進体制

１．各主体の役割

行　政	■緩和・適応の取組の率先実行 ①緩和の取組 公共施設の太陽光発電の維持管理、北松北部クリーンセンターの予熱発電の継続、公共施設の照明のＬＥＤ化、グリーンカーテン等の緑化の推進、エコドライブの実施（公用車）、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド車等）への買い替え ②適応の取組 ７分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、市民生活）の適応策の推進、検討 ■市民、事業者、NPO の緩和・適応の取組を促進するための普及啓発
市　民	■市民一人ひとりが脱炭素型のライフスタイルへの転換を目指し、温室効果ガスの排出を抑制する取組 ①日常生活での省エネルギーの取組 節電・節水、エコドライブ、省エネ型家電製品やクリーンエネルギー自動車への買い替え、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、住宅の断熱化　など ②日常生活での省資源の取組 使い捨て商品の購入を控える、プラスチック製品の購入・利用を控える、リサイクル商品の選択、食品ロスの削減、ごみ分別の徹底　など ③環境学習、環境保全活動への参加 環境保全活動や環境に関するイベントへの参加　など ■気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めます。
事業者	■脱炭素型のビジネススタイルへの転換を目指し、温室効果ガスの排出を抑制する取組 ①事業活動における省エネルギーの取組 節電・節水、クールビズ・ウォームビズ、エコドライブ、省エネ型機器やクリーンエネルギー自動車への買い替え、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、事業用建物の環境性能向上　など ②事業活動における省資源の取組 使い捨て商品の購入を控える、リサイクル商品の選択、食品ロスの削減、リサイクル可能な製品の開発・販売、廃棄物の発生抑制・再資源化　など ③二酸化炭素吸収源対策 森林の適正管理、事業所敷地内・屋上・壁面等の緑化　など ■事業活動を円滑に実施するため、事業活動の内容に合わせた気候変動適応に努めます。
NPO	■脱炭素社会づくりにつながる活動を実践するとともに、知識や経験を生かした市民や事業者への普及・啓発 ①環境学習、環境保全活動の企画・開催 環境教育や環境学習への協力、環境保全活動や環境に関するイベントの企画・開催　など

２．計画の推進体制

この計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、庁内推進体制により率先して取り組みを実施していくことが重要です。そこで、「ゼロカーボンシティひらど推進本部」を設置し、庁内における意思統一、情報共有により具体的施策の推進を図るとともに、「第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、行政自らが事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。

また、市域全体に取組を進めていくには、並行して市民・事業者・NPO などとの協働が必要不可欠であり、平戸市地球温暖化対策地域協議会、県の地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センターなどとも連携しながら取組を進めていきます。

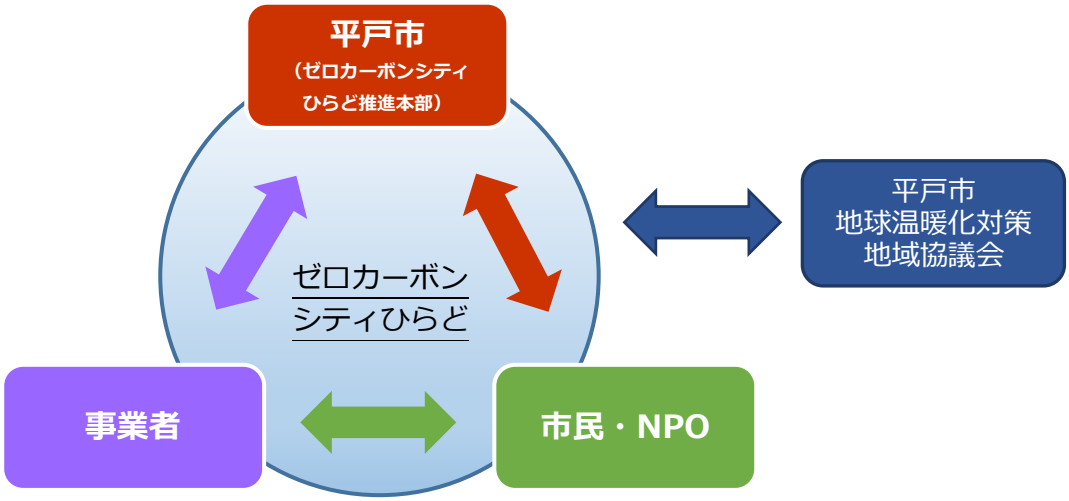

■計画の推進体制

第２次平戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
平戸市ＣＯ２排出ゼロ都市実行計画（後期）
【概要版】

発 行 日　2021 年３月

発 行 者　長崎県平戸市　市民生活部　市民課　生活環境班
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3
TEL　（0950）22-4111（代）　（0950）22-9121（直）
https://www.city.hirado.nagasaki.jp/